

議案第17号

日野町史編さん委員会設置に関する条例の制定について

日野町史編さん委員会設置に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山享弘

日野町史編さん委員会設置に関する条例の制定が必要な理由と概要

1 条例制定の背景

日野町では、昭和45年に「日野町誌」を出版している。以来、まちの歴史・文化・あゆみを知るうえでの基本的資料として愛読されてきたが、出版後45年が経過しており、新たな「日野町史」編さんを求める声が高まっている。

そこで、平成26年、町内外の有識者ら8人による日野町史編さん準備会を設置し、新しい町史の概要および編さん計画などを協議した。

このたび、本格的な編さん作業を行うにあたり、町の付属機関としての日野町史編さん委員会を設置することとし、その設置条例を制定するものである。

2 内容

・目的及び設置

日野町の歴史やあゆみ、文化を振り返り、後世に引き継いでいくための「日野町史」編さんのため、編さん委員会を設置する。(第1条)

・組織及び任期

学識経験のある者等のうちから町長が委嘱する(任期は2年)。委員数は10人以内とするが、町長が必要に応じて委員数を増減できる。(第3条及び第4条)

委員会には、委員の互選により委員長および副委員長をそれぞれ1人を置く。(第5条)

編さんにかかる個別の事項について調査・協議等を行う小委員会を置くことができる。(第7条)

・庶務

委員会の庶務は、町長の定める機関において処理する。(第8条)

・その他、所管する事務、会議の招集について記載。

3 附則規定

平成27年4月1日から施行する。

日野町史編さん委員会設置に関する条例

(目的及び設置)

第1条 日野町の歴史やあゆみ、文化を振り返り、後世に引き継いでいくための日野町史編さんのため、日野町史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町史編さんにかかる基本的事項を協議し、且つ編さんに必要な事項について調査および資料収集を行う。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。ただし、町長が必要に応じ委員の人数を増減することができる。

委員は、学識経験のある者等のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(小委員会)

第7条 委員会には、個別の事項について調査・協議等を行う小委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。